

学校運営に関する会議規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校（以下「本校」という。）学則第30条及び第31条第2項の規定により学校運営に係る諸会議について、必要な事項を定めるものとする。

(運営会議)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則及び学内諸規程に関する事。
- (2) 教育課程に関する事。
- (3) 学生の休学、復学、退学及び除籍に関する事。
- (4) 学生の賞罰に関する事。
- (5) 教育環境整備に関する事。
- (6) 学生募集及び入学試験に関する事。
- (7) 組織の充実強化に関する事。
- (8) 学校運営における危機管理に関する事。
- (9) その他重要事項に関する事。

2 運営会議の構成員は、校長、副校長、学科長とし、その他必要に応じて校長が認めた者を加えることができる。

3 運営会議は、原則として月1回以上校長が招集し、会議の議長は、校長をもって充てる。

4 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、過半数の同意により決定する。

5 運営会議の会議録の作成は、副校長及び学科長が輪番制で行い、その確認を受けるものとする。

(教員会議)

第3条 教員会議は、学科ごとに次の各号に掲げる事項を審議する。ただし、両学科共通の事項を審議する必要がある場合は、合同で審議することができる。

- (1) 教育内容、方法、評価、その他教育に関する事。
- (2) 学生の入学、退学、休学及び復学に関する事。
- (3) 学生の成績の判定に関する事。
- (4) 学生の賞罰に関する事。
- (5) 授業に関する事。
- (6) 講師に関する事。
- (7) 学生の生活指導に関する事。
- (8) 学生の健康管理に関する事。
- (9) 教材・教具・図書に関する事。
- (10) 各会議・学会・研究に関する事。

2 教員会議は、学科長、実習調整者、専任教員をもって構成する。

3 教員会議には、校長、副校長（技）がオブザーバーとして出席することができる。

4 教員会議は原則として月1回開催する。

5 教員会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 教員会議の決定事項は、必要に応じて校長に報告するものとする。

7 教員会議の司会及び書記は輪番制で各構成員をもって充てる。

(職員会議)

第4条 職員会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校運営に関する事。
- (2) 予算に関する事。
- (3) 学校行事に関する事。
- (4) 学校生活に関する事。
- (5) 職員の福利厚生に関する事。
- (6) その他学校教育に関する事。

2 職員会議は、全職員をもって構成する。

3 職員会議は、校長が原則として年2回招集し、会議の議長は副校長(事)をもって充てる。

4 職員会議の会議録の作成は庶務教務課職員が行う。

(講師会議)

第5条 講師会議は、学科ごとに次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育計画に関する事。
- (2) 各学科の教授内容に関する事。
- (3) 成績評価に関する事。
- (4) その他必要な事項

2 講師会議は、講師、校長、副校長、学科長、実習調整者、専任教員をもって構成する。

3 講師会議は、原則として年1回開催し、会議の議長は、校長をもって充てる。

4 講師会議の会議録の作成は、輪番制で各専任教員が行う。

(実習指導者会議)

第6条 実習指導者会議は、学科ごとに次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 実習計画に関する事。
- (2) 実習内容・方法に関する事。
- (3) 実習評価に関する事。
- (4) その他実習指導に関する事。

2 実習指導者会議は、実習指導者、学科長、実習調整者、担当の専任教員をもって構成する。

3 実習指導者会議は、実習病院ごとに開催し、会議の議長は、実習調整者をもって充てる。

4 実習指導者会議の会議録の作成は、輪番制で各専任教員が行う。

(入学選考試験合否判定会議)

第7条 学則第12条第2項の規定により入学候補者の選考を適正に行うため、入学選考試験合否判定会議(以下「判定会議」という。)を置く。

2 判定会議は、入学候補者の選考に関し、別に定める入学試験選考基準に基づき審議を行うものとする。

3 判定会議は、校長、副校長、学科長をもって構成する。ただし、判定会議において必要と認められたときは、その他の教職員を構成員に加えることができる。

4 判定会議は、校長が招集する。

5 判定会議の議長は校長をもって充てる。

6 判定会議は、構成員全員(構成員のうち事故等やむを得ない理由により出席できない者があるときは、残りの構成員全員)の出席をもって成立し、過半数の同意により決定する。

(単位認定会議)

第8条 単位認定会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 授業科目の単位の認定に関すること。

(2) 既修得単位の認定に関すること。

(3) 卒業認定に関すること。

2 単位認定会議の構成員は、校長、副校長、学科長とし、その他必要に応じて校長が認める者を加えることができる。

3 単位認定会議は、必要に応じて校長が招集し開催する。

4 単位認定会議の議長は校長とし、書記は学科長が行う。

は、単位認定会議は、構成員全員（構成員のうち事故等やむを得ない理由により出席できない者があるときは、残りの構成員全員）の出席をもって成立し、過半数の同意により決定する。

(各種委員会の設置)

第9条 運営会議の審議を助け、本校の運営に関し、基本的事項及びより専門的な検討を要する事項を調査・審議するため、各種委員会を置くことができる。

2 本校の運営上必要と認められた時は、運営会議の承認を得て、新たに委員会を設置することができる。

3 各種委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(補 則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。